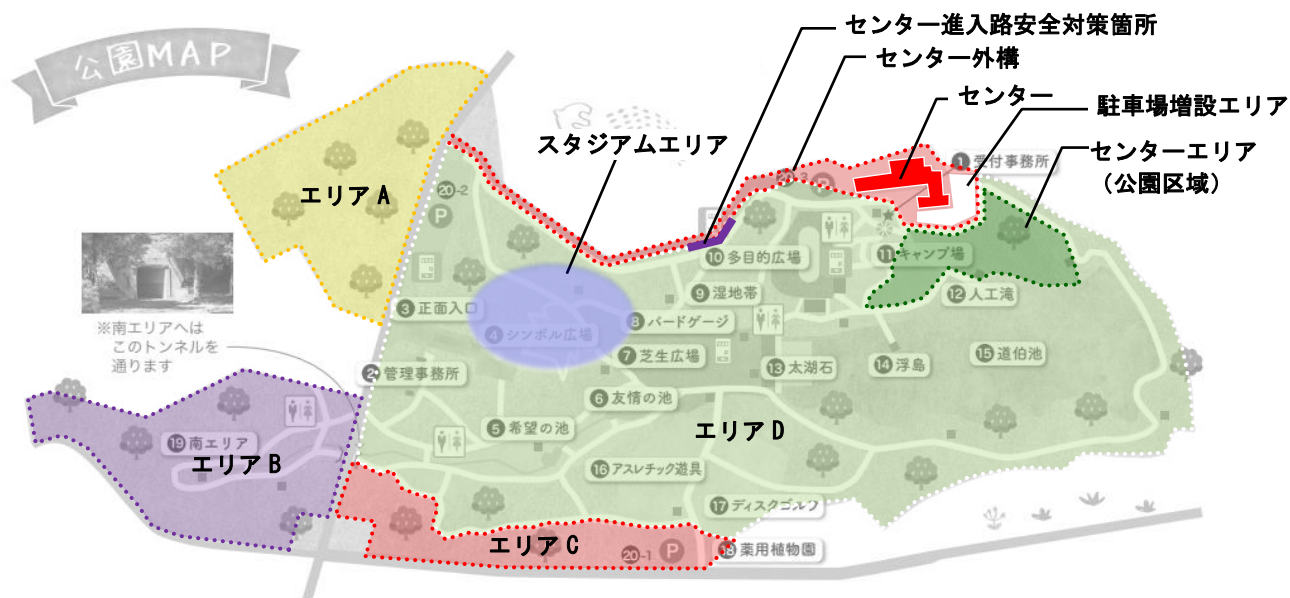


本事業のエリア図（案）



- ① 事業者は事業期間を通じ、エリア B、C、D、センター外構、センター、センターエリアを活用することができる。
- ② エリア A およびスタジアムエリアは本事業の対象外とする。
- ③ 事業者は第 1 期整備において、センターエリアを活用し、自主提案事業に係る整備を行うこと。なお、自主提案事業の要件は以下の組合せによる。

以下のア、イのうち、ア又はアとイを充足するものとする。

ア 集団宿泊研修に繋がる施設・サービスであること。

イ 森公園、センターの利用者の利便性向上に繋がる施設・サービスであること。

- ④ センターエリアとは、公園区域を活用し、センターとの一体運営によって社会教育及び森公園の利便性並びにサービス向上に資することを目的とするエリアである。
- ⑤ 事業者は第 1 期整備において、エリア C に特定公園施設の整備を完了させること。
- ⑥ 事業者は第 1 期整備において、エリア C に、公募対象公園施設のうち、最低 1 つ以上の施設の整備を完了させ、開業させること。
- ⑦ 事業者は第 2 期整備において、センターの機能回復及び機能向上の整備を完了させ、開業させること。
- ⑧ 事業者は第 2 期整備において、上図の駐車場増設エリアにおいて、センターの利用者用駐車場を整備すること。
- ⑨ 事業者は、森公園の現在の雰囲気や利用者ニーズに配慮しつつ、現在の空間・園路等を大幅に改変させることない場合において、事業者の提案により自主提案事業を行うことができる。
- ⑩ 事業者は第 2 期整備において、上図のセンター進入路安全対策箇所において、森公園側に通路を拡幅することも含め交通事故防止に資する適切な安全対策を行うこと。